

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第347号

令和4年4月23日

無可動銃の認定基準について（通達）

見出しのことについては、これまで「無可動銃の認定基準について（通達）」（平成27年7月23日付け熊生環第682号）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添のとおり「無可動銃の認定基準について（通達）」（令和3年4月1日付け警察庁丁保発第36号ほか。以下「新通達」という。）が発出されたことから、今後は新通達に基づき実施することとしたので、適切に対応されたい。

※ 警察庁通達「無可動銃の認定基準について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。